

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 1 2 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

平成26年12月16日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号)
- 日程第3 議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議案第65号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定について
- 日程第8 議案第67号 岩出市消防団条例の一部改正について
- 日程第9 議案第68号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第10 議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第71号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第72号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第73号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第74号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第75号 市道路線の認定について
- 日程第17 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第18 発議第4号 子ども医療費助成制度の拡充を求める要望書の提出について
- 日程第19 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書の提出について
- 日程第20 議案第77号 岩出市教育委員会委員の任命について
- 日程第21 選挙第1号 岩出市選挙管理委員の選挙
- 日程第22 選挙第2号 岩出市選挙管理委員補充員の選挙
- 日程第23 議員派遣について

日程第24 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第61号から議案第76号までの議案16件につきましては、各常任委員会の委員長報告、委員長の報告に対する質疑、討論、採決、発議第4号及び発議第5号の議員提出議案2件につきましては、質疑、討論、採決、議案第77号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、岩出市選挙管理委員及び岩出市選挙管理委員補充員の選挙につきましては、単記無記名による投票、それと議員派遣と委員会の閉会中の継続調査及び審査の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○松下議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第77号であります。

次に、岩出市選挙管理委員会から選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙について、配付のとおり依頼がありましたので、選挙を行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて

(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号) ~

日程第17 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○松下議長 日程第2 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号)の件から日程第17 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件までの議案16件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案16件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、井神慶久議員、お願いいたします。

○井神議員 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12月8日月曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号）のほか議案6件でありました。

当委員会は、12月9日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号）、議案第67号 岩出市消防団条例の一部改正について、議案第68号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について、以上4議案については、討論はなく、全会一致で、議案第61号は承認、議案第67号、議案第68号及び議案第76号は可決しました。

議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分、以上3議案については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号）については、今回の衆議院議員選挙の投票立会人の選定方法について。

議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正については、人事院勧告については、特別職は対象となっているのか。経済状況から見て、市民感情は、どのように受けとめられていると考えるのかについて。

議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正については、今回の一部改正については、人事院勧告により平成26年度分に引き上げ、平成27年度分は引き下げになっているが、同時に提出してきた点について、どのように考えているのか。職員組合とは、どのような形の交渉をしたのかについて。

議案第67号 岩出市消防団条例の一部改正については、岩出市消防団条例で団員の定数は341人となっているが、団員の配置に偏りとか支障はないのか。消防組織法第18条の関連条項の改正がないが、なぜ、今回の条例改正が行われるのかについて。

議案第68号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、質疑は、ありませんでした。

議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分については、土曜学習教室について、講師はどのように採用するのか。また、学校側と学習方法について協議をやっているのか。土曜学習について希望者が多い場合、どのようになるのか。また、募集時期はいつか。公債費4,578万円を長期債元金償還金繰上げとされているが、市民サービスに使用すべきではないかについて。

議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、質疑は、ありませんでした。

以上が、総務文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

次に、厚生常任委員長、山本重信議員、お願いいたします。

○山本議員 厚生常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12月8日月曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第65号 岩出市国民健康保険条例の一部改正ほか議案4件でありました。

当委員会は、12月10日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第65号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について、議案第71号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第72号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上の3議案につきましては、討論はなく、全会一致で、議案第65号、議案第71号及び議案第72号は可決いたしました。

議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分、議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、以上の2議案については、討論の後、賛成者多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第65号 岩出市国民健康保険条例の一部改正については、出産一時金が増額となるが、出産人数はどれぐらいか。また、必要があると認めるときとは、どのような場合かについて。

議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分については、クリーンセンター費、人事院勧告により給与改定されているが、何名の対応

か。保育士等処遇改善臨時特例事業補助金239万円は、私立保育所の保育士だけなのか。公立保育所の保育士にはないのか。児童福祉総務費の入力業務委託料は、どういう内容かについて。

議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、一般会計繰出金として459万5,000円を繰り出しているが、その理由は。現在の国保会計の基金は、幾らあるのか。また、この基金制度について、市の認識はについて。

議案第71号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、介護給付費準備基金積立金として4,952万4,000円を積み立てているが、この積立金の総額は幾らかについて。

議案第72号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、質疑は、ありませんでした。

以上が、厚生常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

次に、建設常任委員長、玉田隆紀議員、お願いいたします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12月8日月曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第64号岩出市手数料徴収条例の一部改正ほか議案5件でありました。

当委員会は、12月11日木曜日、午前9時30分から開催し、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分、議案第73号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第74号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第75号 市道路線の認定について、以上4議案については、討論はなく、全会一致で、議案第69号の所管部分、議案第73号及び議案第74号は可決、議案第75号は認定しました。

議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定について、以上2議案については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正については、交付手数料500円と料金設定されているが、その基準設定は。また、デジタルデータで申請した場合の料金設定はどうなるのか。未確定の箇所数及びそのデータについては、どのような取り扱いか。来年4月1日から施行となるが、交付申請する窓口はどこになるのかについて。

議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定については、第3条に関して、どういう理由で市議会議員3人以内と決めたのか。上水道事業の運営に関し、必要な調査及び審議をするとなっているが、どういう内容を想定しているのかについて。

議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分については、各課の職員の期末手当及び給与は、どのぐらい増額になるのか。下水道事業特別会計繰出金127万6,000円の繰り出し理由はについて。

議案第73号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、派遣職員給与等交付金16万6,000円の内容は。下水道会計で賄い切れる中、一般会計から繰り入れ、下水道会計から一般会計に繰り出すという手法をなぜするのかについて。

議案第74号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）については、条例改正を見込んで、職員手当の金額として計上されているのかについて。

議案第75号 市道路線の認定については、行きどまりの市道の認定道路で、常駐車両等悪影響を与えるものについては、市道認定後、必要な措置を行うべきではないか。現在、市道認定されていない道路については、目標年次を決めて早期に市道認定の手続をする考えを持っているのかについて。

以上が、建設常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案について、採決を行います。

議案第65号 岩出市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第67号 岩出市消防

団条例の一部改正の件、議案第68号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第71号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第72号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第73号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件、議案第74号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）の件、議案第75号 市道路線の認定の件、議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件、以上議案9件に対する討論の通告はありません。

これをもって議案9件に対する討論を終結いたします。

議案第65号、議案第67号、議案第68号及び議案第71号から議案第76号までの議案9件を一括して採決いたします。

この議案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号、議案第67号、議案第68号、議案第71号から議案第74号及び議案第76号の議案8件は原案のとおり可決、議案第75号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告がある議案について、討論、採決を行います。

議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第61号 専決処分の承認を求めることについての私の反対理由を述べたいと思います。

この議案は、さきの国政衆議院選挙に対する補正予算であるが、この予算の支出に関して、投票管理者の報酬支給について、岩出市特別職職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例には、投票所の投票管理者、1選挙につき1万7,000円と決めているにもかかわらず、過去の参議院選挙と同様に、時給2,200円と市長が決裁をし、14時間3万800円を支給しようとしている。この支給は、最高裁第二小法廷、事件番号、平成20年（行ヒ）第432号で、条例に定めがないことから、給与条例主義に反しており、違法であるとの判決に逆らうものであり、到底容認することはできません。

投票管理者と切り離し、区別して支給するのであれば、時間外超過勤務手当に基づき、個々人の割り増し賃金をもって支給すべきであると考えます。

よって、この議案については認定することはできません。

○松下議長 次に、賛成討論、西野豊議員。

○西野議員 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号）、本議案は、衆議院解散に伴う選挙経費として計上された補正予算ですので、賛成いたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第61号に対する討論を終結いたします。議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市來利恵議員。

○市來議員 議案第62号 岩出市議会議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

今回の提案は、人事院勧告に基づく一般職の給与引き上げに伴う、議員、市長、副市長、教育長の期末手当等を引き上げる内容となっています。

人事院勧告がなされたのは8月でした。それは、安倍内閣の順調に景気が回復しているとのアピールからでありましたが、その後に発表された7月から9月期のGDP速報値は、前期比0.4%減、年率換算で1.6%減となりました。景気の足取りは、年率7.3%減と大きく落ち込んだ4月から6月期から、まだ弱いままです。景気回復のおくれが裏づけられたことを受けて、安倍総理は、来年10月に予定されていた消費税率10%への再引き上げを1年半先送りし、国民に信を問うとして衆議院を解散し、総選挙となりました。

一部大手企業の利益は回復したかもしれませんが、しかし、長引く不況の中、労働者の給与の引き下げやリストラが進行する中で、多くの国民や岩出市民に景気回復の実感はありません。給与がふえたという実感もないのです。年金生活者は、年金支給額の減少に生活が大変とおっしゃられます。議員や市長など特別職の給与の引

き上げは、到底市民の納得を得ることができないと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 私は、議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本市の議会議員及び特別職の期末手当については、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正を行っているところであり、経済情勢を反映したものとすることが市民の理解を得られるものと考え、人事院の勧告に準じた条例改正が妥当と考えます。

以上、述べました理由によって、私は本案について賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

反対討論ですね。尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の改正について、私は反対の討論を行います。

12月議会の初日、国家公務員の給与改定に伴い、議員、市長、副市長、教育長の期末手当、ボーナスアップの改正案が提案されました。その額は、議長については、年間7万5,900円、副議長については6万7,275円、議員6万2,100円アップするものであります。市長は15万7,500円、副市長は13万200円、教育長は11万7,600円アップするという内容のものであります。

現在の岩出市民の生活は、アベノミクスの恩恵を受けているというものは、ごく一部の富裕層のみであります。4月から消費税を5%から8%へ引き上げていき、これ以外にも、今年度負担増は、過去にももらい過ぎた分の年金支給額を0.7%引き下げ、70歳から74歳の医療費負担を1割から2割にアップ、国民年金の保険料を210円の増額、厚生年金保険料率を0.354%引き上げております。さらに、来年度予定されている負担増は、年金の再度の引き下げ、一定所得以上の介護保険料自己負担1割から2割へ、国保、厚生年金保険料の引き上げがされようとしております。

また、70%を占める中小零細企業で働く人たちのベースアップはほど遠く、実質的には賃下げになっております。消費税3%増税と物価の上昇で、市民の家計は一層厳しい状況にあります。そんな中において、人事院勧告に従い引き上げるという理由のみでアップすることは許されないと考えております。議員も特別職もボーナス引き上げは遠慮すべきだと考えております。市民の声を吸い上げ、市民サービス

向上に寄与すべき議会は旧態依然で、議会改革はされないし、活性化も進んでいない中、引き上げることは理解できません。

さらに、市長を初め特別職の報酬は、おのおのの条例で決められているにもかかわらず、一括して議案提案すること自体、問題があると考えております。

よって、この議案には反対をいたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、討論を終結いたします。以上で、議案第62号に対する討論を終結いたします。

議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市來利恵議員。

○市來議員 議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この議案は、人事院勧告を受けて提案されています。ことし4月からさかのぼり増額になっている点においては納得できるものですが、一方で、平成27年度4月から平均で2%引き下がる内容が提案されています。3年間の減給保障や若年層への配慮は一定理解しますが、しかし、その反面、50代の職員への現給幅が大きくなるなどの問題も含んでいます。結果的に、平均で2%の引き下げは、現在の経済状況を見たとき、4月からの消費税増税や円安の影響での諸物価の高騰や公共料金の負担がふえていることから考えても影響が出てきます。現給保障の3年間を超えてしまえば、全体として賃下げとなります。

国会の衆院内閣委員会の質疑で、国家公務員の給与総額は200億円のマイナス、地方公務員も含めた全体の給与総額は2,500億円もマイナスになると示されました。他の自治体によっては地域手当があります。例を挙げれば、和歌山市、橋本市など、しかし、岩出市ではこの地域手当はゼロ%です。地方と都市部の公務員給与水準の

格差が生じるばかりではなく、結果として、官民を通じて地域間格差が拡大することにもつながります。労働者の労働条件を考える上で、公務員労働者の賃金は基準になるので、このような形で地域間格差が広げられると、たちまち民間福祉職場や特に社会福祉法人は、直接改悪されることとなります。

また、政府の統計では、15カ月間連続して実質賃金・給与が引き下がっていますが、一方では、現内閣は経済政策で、今後、着実に民間においては賃金が上昇期待できるとの判断も示していますが、その中で地方自治体職員、公務員の給与引き下げは大きな矛盾も含んでいます。

さらに、給与月額が減額になれば、将来の退職金や年金にも確実に影響が出ます。職員の労働条件の重大な変更は、当該労働組合との真摯な交渉、理解を抜きに一方的、強権的に行われるならば、決して市民の利益にならないことを申し述べ、この議案には反対といたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 私は、議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

人事院において官民給与比較調査が行われた結果、月例給及び期末手当について、民間の給与が公務員を上回っており、また一方で、国家公務員の給与制度について、3年計画で総合的見直しを行うとの勧告が出されたものであります。

市においても、一般職員の月例給及び勤勉手当において、民間給与を反映させた給与改定が必要であり、民間と公務員との給与較差を解消することが均衡の原則にもかなうものであると考え、人事院の勧告を勘案した条例改正が必要であると考えます。

以上、述べましたとおり、私は本案について賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 以上で、議案第63号に対する討論を終結いたします。

議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、私は下記の理由により反対をいたします。

この議案は、地籍調査の成果に対して、その座標値等、市民からの交付申請に対するものであります。本来、この手数料は、その手間賃と用紙代であります。その手間賃については、職員の賃金は税金で賄っており、実質かかる経費は用紙代のみであります。また、他の自治体でも市民のサービス向上の一環として安価なものとなっており、今回の岩出市の手数料500円は高過ぎるものであり、理解することはできません。

よって、この条例案改正には反対をいたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論いたします。

この条例は、地籍調査の成果を有料で交付するための内容となっております。主な内容は、徴収する手数料の額を座標値、図根点、地籍集成図について、それぞれ500円とするものであり、他の自治体と比べても適正な価格であると考えます。

よって、本議案について賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第64号に対する討論を終結いたします。議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定について、私は下記の理由により反対をいたします。

この議案には幾つかの問題点があります。この規定にいう附属機関とは、執行機関の要請により行政執行のために必要な資料の提供等行政執行の前提として必要な審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関を総称するものであって、その名称は問わないものであり、また、そういう審査は、特定の事項について判定し、結論を導き出すために必要な内容を調べること、諮問とは、特定の事項について意見を述べるのが基本であります。

さらに、この機関は、地方公共団体の長のその下位の行政の内部規則、例えば、決裁により制定された要綱などで設置することを許されない趣旨を含むものと解される。長等の諮問等に応じ、調停、審査、諮問、調査等、協議、懇談等を想定され、名称によって規定されるものではなく、実質的な役割を担う市長の諮問機関であります。

そこに議員が市長の私的諮問機関に委員として就任することは、その審議会において発言したことが、議会全体の意見としてみなされることとなり、地方議会において問題視されており、上位法で決められている制度には消極的参加はやむを得ないが、岩出市の他のこれらの機関への参加は極力やめるべきであります。行政実例でも、議会機関の構成委員たる議員を執行機関の附属機関の構成委員とすることは、自治制度の基本理念に反することとなっているということでもあります。

もう一つは、全国市議会議長会においても、議員審議会等への参画の見直しとして、議員が市長の設置する審議会等に参画することは、立法機関と執行機関等をとる民主的な地方制度の趣旨に反するという見解が出されております。これは議会と執行部が二元代表制で、本来、対等・平等・相互に監視・チェックする機能を持つもので、議会の最大の役割は、監視・チェック機能を忘れ、議会議員みずからが議会の権能を放棄するものであり、市長の下部組織になるものであります。

審議会においてまとめられた内容は、その後、議会に提案されることとなり、その際に、議員がみずから判断し、結論を出して、課題があるなら具体的に提案することが可能であります。さらに、この提案について、議会に変更可決が可能なのであります。

これらの委員になることで、費用弁償として議員報酬以外に、日額2,500円が支給されることは、議員報酬の二重手当となり、税金の無駄遣いでありあります。

よって、この条例案には反対といたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

水道事業は、将来にわたって市民の生活に欠かすことのできない飲料水を安全かつ安定的に供給する役割を担っており、また、市民の健康を守るため、不可欠な公共性の高い事業であります。

今回提案の岩出市上水道事業運営審議会条例の制定については、その役割を推進していくための具体的な計画を立案し、上水道事業の合理的な運営管理を図るために設置されるものであり、必要な審議会であると考えます。

以上により、私は賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第66号に対する討論を終結いたします。

議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第69号 一般会計補正予算について、反対の立場で討論を行います。

反対の理由は、公債費で4,578万円を計上していることです。この4,578万円を使い、今回の繰上償還で、平成18年度の単独事業、7年間の利子分350万円が繰り上げすることによってなくなるということですが、この金額をもって後世への負担軽減につながると言えるのか、市民が納得できるのかが問われてきます。350万円が減ることよりも、4,578万円を来年度の市民サービスに充てていくことが市民にも喜ばれ、必要だと考えます。額からしてみても無理に償還する必要はないと考えます。

よって、この議案に反対いたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論をいたします。

本補正は、将来の安定した財政運営を進めるため、市債の繰上償還や財政調整基金の積み立てなど、長期的な視点に立った事業のほか、人勸による人件費、前年度の補助金の精算による返還金、事業の補助採択などに伴うものであり、いずれも適正な予算となっておりますので、私は本議案について賛成いたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

尾和弘一議員、反対討論ですね。

○尾和議員 議案第69号 26年度岩出市一般会計補正予算について、私は反対討論をいたします。

今回の補正予算については、正職員の労働者の賃上げについて計上されておりますが、非常勤職員等についての賃上げについては、何ら触れられておりません。計上されております。岩出市職員として、非常勤、正職員、区別なく市民サービスをしている関係から非常勤職員の賃上げも入れるべきであると考えておりますので、その内容が含まれておりませんので、反対いたします。

○松下議長 ほかにありませんか。

（なし）

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第69号に対する討論を終結いたします。

議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、反対討論を行います。

この議案の中身においては、事業の確定により459万5,000円が国保会計として余剰金が生まれてきたと。この対応をどうするのが問われるものです。現在、国保会計には緊急の対応として行うための基金、これはわずか90万円となっています。このような状況の中で、この予算は一般会計へ459万5,000円を一般会計繰り出しを行う、こういう対応がとられるものです。これまで一般会計から繰り入れしてきているから返却をするという内容の説明でありました。

しかし、一般会計から国保会計への繰り入れは、国保税算定を含め、負担軽減分として繰り入れているものであり、余ったから返すという性格のものではありません。国保という成り立ちからいって、社会保険では、事業者が半額負担されているのに対し、国保では過度な負担とならないように、国負担分としても支援もされてきているものです。今、国の負担分が減らされ続けてきている中で、負担軽減分として一般会計から国保へ支援するのは当然であり、一般会計に返すという筋合いのものではありません。

同時に、緊急対応すらできない状況の改善にもつながりません。この点からは、国保会計からの繰り出しについては、納得できない点があります。また、国民健康保険税そのものが高い状況のもと、高くて支払えず、結果的に毎年多額の不納欠損金を生じてきています。25年度決算においては、1億円を超えるものとなってきています。余剰金が生まれれば、国保税引き下げの財源や国保会計の健全化を図るための財源として活用するのが当然であります。

よって、この議案に反対といたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、私は賛成の立場で討論いたします。

本議案については、歳入では、前年度繰越金の確定による本年度会計へ繰越すための補正となっており、また、歳出では、平成25年度高齢者医療制度円滑運営事業補助金の交付を受けていたものが、実績報告に基づき確定したことにより精算し、返還するための補正と、平成25年度決算において赤字が見込まれたことから、一般会計より財源補填を受けており、その結果、剰余金が生じたため、一部を返還する繰出補正となっております。

本来、国保事業は、当該会計で運営すべきものであることから、繰出措置は妥当であり、補正予算は適切であると考えます。

よって、議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第70号に対する討論を終結いたします。
議案70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 発議第4号 子ども医療費助成制度の拡充を求める要望書の提出について

○松下議長 日程第18 発議第4号 子ども医療費助成制度の拡充を求める要望書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。質疑は自席でお願いいたします。

1番目、尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

○尾和議員 発議第4号についてですが、今回の発議第4号に関して、趣旨説明及び要望書の内容についてお聞きをしたいと思います。

その中に地域間での格差があると述べられておりますが、実態について、どのようになっているのか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、この要望書には実施期日を明確にしておりますが、実施期日について、具体的に述べるべきではないかというふうに思っておりますが、これについては、どのようなお考えがあるのか。

それから、3番目に、今回の要望書を受けて実施した際に、支出として幾らぐらい岩出市財政の中から出ていくものなのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

山本重信議員、演壇でお願いします。

○山本議員 発議第4号、尾和議員の質疑について、お答えをいたします。

1点目、地域間の格差があると述べていますが、実態はどうかについて説明いたします。

平成26年4月1日現在のデータです。まず、現状について説明しますと、国における医療制度は、小学校入学前、就学前までの子供の医療費の個人負担率は2割、小学校入学後は3割負担となっております。岩出市においては、ご存じのように、乳幼児の通院費・入院費は就学前まで無料です。小学校の入院費は小学校卒業まで無料となっております。

県下7市について説明をしますと、就学前の通院・入院と小学校の入院は、全ての市が無料です。小学校通院については、3市が助成をしています。助成している市は、紀の川市、橋本市、御坊市です。次に、小学校入院については3市が助成をしています。助成している市は、海南市、紀の川市、新宮市です。次に、中学校通院について、全て実施されておられません。その他所得制限を実施している市が5市ございます。

2点目の実施期日を明確にして求めるべきであるが、どうかについて説明をいたします。

要望等の作成のやり方、方法としては2通りのやり方があると考えます。ご指摘のように、実施期日や内容を具体的に提示する方法と、2点目として、受け取る側の内情を配慮して要望する方法があると考えます。今回の場合は、要望書が提出された時点から実現させるためには、限られた予算の中で財源振りかえや行事内容等の検討が必要になると考えます。また、同時に岩出市子ども医療費の支給に関する条例等々の改正が必要になると考え、今回の要望書の提出となりました。

千里の道も一歩からと申します。ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の実施した際の支出は幾らになるかについて説明をいたします。

25年度決算書で見えますと、現状の乳幼児と小学校の入院の助成費で約9,800万の支出されております。これを中学校入院・通院まで全て無料として概算計算すると、約1億1,000万の費用が必要となります。したがって、乳幼児との合算しますと、約2億円の費用が必要となります。

以上で終わります。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この要望については、私は否定するものではありませんが、具体的に行政を動かす、そのためには議会において決議した際に、明確に目標設定と要望の内

容を伝えおくということでない、市長の判断で、要望はあったけども、そこらへ置いておいたらいいわというような取り扱いをされる可能性が非常に強いわけであり、議会の決議機関としては、相手任せではなくして、議会みずからが、いつまでにこの事項についてきちっと予算化をなさないと。そして、その内容について、これとこれとこれについて早急にやりなさいというような内容でない、実質的には実のあるものにならないのではないかと。私はそういう立場から、今回質疑をしているわけであり、

要望書の内容について、具体性がないということについては、今ご答弁をいただきましたが、そういう意味では、この懸案については、過去からずっと継続して、委員会にも要望書として出され、それがずっと棚上げされて、今回初めて要望書という形になったんであると思うんですが、そこらの経過を踏まえて、早期に他市と同等の条件を付して支給をしていくと、支援をしていく、そういうことにしていくべきだと強く感じております。それについて、再度お聞きをしたいと思います。

それから、実施した場合の予算の件であります、合計で2億円だということを言われましたが、もう既に実施しているところについては予算組みをされているわけですから、中学校を卒業するまで入退院した者に対する助成をするのは1億1,000万という内容でいいのではないかと。全体を含めて2億円という表現については、私はちょっと的が外れているのではないだろうか。今回の要望書の主な趣旨としては、1億1,000万円が今回の要望書で実現すれば、岩出市の支出になると。これについては、必要な支出でありますので、私も賛成をしますが、その点について再度お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

山本重信議員。

○山本議員 再質問にお答えいたします。

要望書の提出の期日を明確にするべきであるがという質疑でございますけども、先ほど申しましたように、考え方の違いもありますし、私は、これで十分に要件を満たしているように思っております。

今回の要望と何でなったのかという話なんですけども、国の制度として実施されるべきだと考えておりましたけども、社会保障と税の一体改革、消費税増税時に何らかのアクションをとられるものと考えておりましたが、何も実施されなかったのが今回の提案になりました。ご理解をいただきたいと思います。

それから、支出の件ですけども、ご指摘のとおり、新しく中学校入院・通院まで

やれば、新しく発生する支払いのお金は1億1,000万、それでも要望する側としては、財政全てにかかわってきますので、今発生しているお金と合算してやるのが正しいかなと思って、今回の答弁になりましたので、ご理解をお願いいたします。

以上で終わります。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 答弁については、一定理解をいたします。理解しますが、この文書にあるように、一番後段のところですが、市がこの要望書を受けて強く要望するということになっておりますので、議会として決議した内容については、誠実に実行されることをつけ加えて、私の質疑を終わります。

○松下議長 これで尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、発議第4号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第4号に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第4号に対する討論を終結いたします。

発議第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において岩出市長に送付しておきます。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開いたします。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第19 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書の提出について

○松下議長 日程第19 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。質疑は、自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

○尾和議員 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書に関して質疑をさせていただきます。

まず第1点は、岩出市における中高一貫校の設置をするに当たって、どういう利点があるのか、それから、課題として、問題点について、どういう問題点を把握をされているのか、お聞きをしたいと思います。

2点目は、那賀高校における設置をする場合、何学級ぐらいを想定しておられるのか、求めていくのかという問題であります。

それから、3点目は、那賀高校内の設備的な、いわゆるハード面の対応について、現行の状況で可能なのかどうか、改善をする点があるということなのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、要望書の中にも若干述べられておりますが、岩出市から和歌山市方面に、私立・県立中学校を含めて通学されている方がおられます。現実におられるわけですが、その人たちが、那賀高校に併設されますと、そこに行かれるということも大いに考えられます。そういう中で、ますます受験競争社会を生み出すのではないかという危惧を私は持っております。それについてご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

井神慶久議員、演壇でお願いします。

○井神議員 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望むに対して、尾和弘一議員の質疑にお答えいたします。

第1点目、中高一貫校の利点と問題点はどうかについてであります。

中高一貫校の利点としては、岩出市内の児童や保護者に進路の選択の幅が広がり、

私学や市外の県立中学校に行くことが、距離的また経済的な面で諦めていた子供たちや保護者に、中高一貫教育を受けることができるようになると思います。

また、単純計算ではありますが、今現在、岩出駅から和歌山駅まで電車で行くようになったときに、定期券を購入した場合に、中学生では、1カ月、調べたところでは4,610円、1年で5万5,320円かかります。高校生では1カ月5,930円で、1年で7万1,160円かかります。また、駅から近い学校であれば、別にほかにも交通費はかからないと思いますが、この分だけでもなくなれば、経済的に本当に楽になると考えます。

一般的に、私立中学校は学費が高いが、県立中学校は公立中学なので学費は無料です。また、併設型の中高一貫校なので高校入試がなく、6年間計画的に継続的な教育課程で学ぶことができることにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことができると思います。

また、問題点としては、公立高校の中高一貫校は全県1区なので、他市からも希望者があり、必ず岩出市の子供だけが入るとは言えません。また、高校入試がないということは、ある意味、プレッシャーがなく、ゆとりの中で伸び伸びとした学校生活を送ることができるというメリットと反対に、逆に、高校入試がないことによって、学習にメリハリ、緊張感がなくなるのではないかと思います。というのがデメリットだと思います。学校の教育内容や指導により、余り問題にはないとは思いますが。

2点目ですが、何学級を求めていくのかについてであります。

現在の和歌山県の県立中学校は、1学年2学級を基本としていますが、児童数が少なくなっている地域においては、本年度から1学級となる学校もあると聞いております。岩出市の規模から考えて、2学級が妥当ではないかと思います。

3点目、設備の面の課題であります。まず1番に言われましたように、ハード面、教室はあるのかどうかだと思います。那賀高校の生徒数が、最大のときは平成2年で1,345名であったものが、現在996名となっており、学級数では、最大が平成13年に33学級であったものが、現在は25学級となっており、特に、問題はないと考えます。

4点目ですが、ますます受験競争社会を生み出すのではないかとということですが、そもそも今も希望する中学校や高校に入学するには、一生懸命勉強しないと自分の思っている目標とする学校に入学できないし、私は受験競争することは悪いことではないと思います。一生懸命勉強に励むことは、岩出市の教育にとって大変プラス

になると考えております。県立中学校が近くにある地域の子供たちに比べ、これまで岩出市の子供たちは、そのような面での頑張りが少し足りなかったのではないかと私は考えます。

公立の中高一貫校は全県1区であり、那賀高校に中学校ができるとしても、岩出市の子供だけではなく、他地域から、先ほど言いましたが、希望者が多くなると思います。

いずれにしても、一生懸命勉強に励む意欲が出てくることは大変いいことじゃないかなと考えております。

以上で答弁を終わります。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。那賀高校に一貫校の設置の件であります、基本的には、私は否定をするものではありませんが、現実的な対応として、設置をされますと、全県が対象になりますから、過度に中高一貫校に集中するという傾向が、どこの学校においても出てくると。現在、中学生の子供たちに聞きますと、非常に那賀高校は、レベルが高くなっておって入りづらいと。普通の勉強のほうでは入りづらくなっているということも聞きます。

そうしますと、那賀高校から受験できない人たちは、和歌山市内なり、紀の川市とか、橋本の方面に、かつらぎ町の方面に通学をされているのが実態であります。基本的には、そういう意味から、受験勉強、勉強することもこれは1つの学生の大切なこととは言えるんですが、それにプラスして、体力面とか協調面とか社会的な一般常識とか、そういうものをより多く学生時代に経験をさせていくということも、これも一方、重要な教育の観点であります。点取り虫にならないように、そういう形で将来を担う中学生の子供たちを過度に競争社会に放り出していくということについては、私は肯定をするべきではないなというふうに強く感じております。

そういう点から、あえてそういうデメリット面も含めながら慎重に対応する、そのことが大切であろうというように思っておりますが、要望された、提案された皆さんについては、そこら辺について真剣に議論をされたのかどうか、その内容について再度確認をさせてください。

○松下議長 答弁願います。

井神慶久議員。

○井神議員 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

尾和議員も言われていましたように、確かに全県1区でありまして、多地域から多くの方が来られることと私も思っております。また、那賀高校は、今、県立高校の中では人気があって、大勢の方が来ておられることとと思っています。いろいろ問題点もあり、メリット、デメリットはたくさんあると思いますが、まずは、那賀高校に県立中学校を今回はつくってもらうことを県に認めてもらうことが最優先であると思ひ、今回要望させていただきました。

いろいろとお考えはあろうと思いますが、なかなか県もこれに関しては渋い考えだとは聞いておりますが、何とか皆様方のご協力を得まして、まず、那賀高校に県立中学校というので、今回要望させていただいた次第であります。

以上であります。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、発議第5号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第5号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市來利恵議員。

○市來議員 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書について、反対の立場で討論いたします。

この中高一貫校について考えるべき問題は、子供たちにとってどうなのかが一番の争点だと考えます。現在、日本のさまざまな教育問題の中で、子供たちの成長を最もゆがめている問題は何か。その1つが、日本の極端な競争教育にあると言えま。そのことを厳しく追及したのが、1998年、平成10年6月24日に出された国連・子どもの権利委員会から日本政府への最終所見による勧告です。その内容は次のようなものでした。

極度に競争的な教育制度がもたらす発達のゆがみ、余暇、遊びなどの欠如、学校

嫌い、22. 本委員会は、極めて高い識字率に示されるように、貴国が教育を重要視していることに留意するものの、条約の原則及び規定、特に、その第3条、児童に対する措置の原則、第6条、生命に対する固有の原理、第12条、意見を表明する権利、第29条、教育の目的及び第31条、休息、余暇及び文化的生活に関する権利に照らして、高度に競争的な教育制度によるストレスにさらされて、かつ、その結果として余暇、身体的活動及び休息を欠くに至っており、子どもが発達障害に陥っていることを懸念する。本委員会は、さらに学校嫌いの数が看過できない数に上がっていることを懸念する。

この勧告に対し、日本の教育行政はゆとり教育の推進、学習内容の3割削減などを打ち出しましたが、それらは抜本的対策とは言えず、かえって学力低下の不安をあおり、競争教育に拍車をかけたとさえ言えます。

このような状況に対し、国連・子どもの権利委員会は、2004年、平成16年2月24日に第2回総括所見を出し、次のように勧告しました。

49. 委員会は、締結国の教育制度を改革し、条約により適合されるための努力について留意する。しかしながら、教育制度の過度に競争的な性格が児童の心身の健全な発達に悪影響をもたらし、児童の可能性の最大限の発達を妨げること。高等教育への入学の過度の競争が、公的な学校教育が私教育により補完されていることを意味し、それは、貧困家庭の児童が受けることのできない教育であることについて懸念する。

依然として改善されない競争教育の及ぼす重大な課題に、国が抜本的対策をとろうとしないことが、最近の少年事件などの問題を含め、子供たちの成長をゆがめる原因となっているのではないのでしょうか。

中高一貫校の設置は、この国連の子どもの権利委員会の指摘を改善するのではなく、さらにエスカレートさせるものにならざるを得ないと言えます。

1997年、中央教育審議会は、入試改革、中高一貫、飛び入学など、画一性の是正重視という審議会のまとめを発表しました。改革提案の中心の中高一貫校の選択的な導入では、各都道府県に数校ずつ中学校と高校を一緒にした公立校をつくる構想です。しかし、中高一貫教育の導入に伴って最も懸念されることは、入学者を定める方法のあり方によっては、受験競争の低年齢化を招くのではないかという入試の方法をめぐり、中教審は中高一貫校の受験校化の心配をしています。そして、その解決策として示しているのが、学力試験は行わないこととして、抽せんや面接、小学校からの推薦書、調査書、実技試験など、多様な方法を適切に組み合わせて入学

者を決める方法です。

また、次のような点で、中教審自身も中高一貫校を導入する際に生じる問題点を上げています。

まず1つ目は、受験競争の低年齢化につながるおそれがある。2つ目、受験準備に偏した教育が行われるおそれがある。3点目は、小学校の卒業段階での進路指導は困難である。4点目は、心身発達の差の大きい生徒を対象とするため、学校運営が困難である。5番目に、生徒集団が、長期間同一のメンバーで固定されて、学習環境になじめない生徒が生じるおそれがある。

中教審でさえ心配しているこれらの問題点について、2004年度、平成16年度より、この和歌山県内でもスタートした併設型中高一貫校では、どういう状況が行ったのでしょうか。受験戦争の低年齢化について、それと小学校の卒業段階での進路指導という点については、10倍近い競争率は受験戦争の低年齢化以外の何物でもないということ。学力試験は実施しないとしながらも、適性検査の内容はかなり高度な知識を問うものであり、一部の塾では対策のため特別講座が開設され、多くの小学生が通った。近隣の小学校では4割近い受験があり学校運営に混乱が生じたなどが上げられています。

実際に、橋本市での県立中学校が設置されたことによる問題点では、1、小学校サイドから、私学受験生も含め、県立中学受験のための塾通いが多くなる。ひどい場合は、受験勉強のため学校を休む、保護者が休ませる生徒もいる。子供の間で、勉強ができる・できないの意識が固定化してくる。県立中学校を受験する生徒は勉強できる。県立中を受験しない子は勉強できない。また、小学校中学年から勉強できないから地元中学校に進学すると公言する生徒もいる。

中学校サイドから、私学・県立中受験に失敗した生徒のモチベーションが下がり、精神的な傷を抱えて入学してくる。ひどい場合は、中学3年間引きずったままで卒業していく。これは岩出市でも実際に起きている問題でもあります。私学や県立中にリーダー的な生徒が進学することが多いので、学習や学校生活面で集団としてのまとまりをつくるのに時間がかかる。

県立中学校サイドからです。生徒の居住地が広範囲なため、家庭訪問が困難であったり、保護者との結びつきが弱くなったりしている。さまざまな学校から集まっているため、集団づくりが困難という声もあると。

多々述べましたが、いろいろな方面からこういった問題が起きています。こうした状況もあり、県議会のほうでも問題視され、地元選出議員が県議会のほうで一般

質問などをされております。

今回、提出する要望書の中には、那賀高校に県立中学校が設置されることで、岩出市全体の学校教育の発展や質的向上につながることを期待できるとありますが、本当にそうでしょうか。先ほど述べた点から考えても、そうなるとは到底思えません。中高一貫の県立中学校設置が小中学校に持ち込むゆがみの問題、受験戦争の低年齢化、子供たちにとって競争は不安や混乱、挫折感をもたらせる制度でしかないと考えます。

この制度自身に問題があると考え、この発議第5号には反対といたします。

○松下議長 次に、賛成者の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を求める要望書について、私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今年度の市政懇談会において、複数の会場で数多く出されたように、以前から、市内に中高一貫教育校の設置を、特に、那賀高校に設置してほしいという声が強くなり、小学生を持つ保護者はもとより、多くの岩出市民にとっても長年の懸案であったのではないかと思います。

中高一貫教育校の制度は、小学生卒業時点での進路選択の幅を広げ、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性等を伸ばすことを目的とした大変魅力ある学校制度であります。県では、既に地域別に5校の県立中学校が設置され、それぞれ併設する高校において卒業生を出し、進路実績等において相応の成果を上げていると聞いています。

現在、岩出市周辺には県立中学はなく、市外の県立中学や私立中学に進学している生徒は、遠隔通学を余儀なくされています。また、私立中学の場合は、経済的負担も伴います。そのような理由から、市内の小学生やその保護者の中には、進学したくても諦めざるを得ないご家庭もあるのではないかと考えます。

人口が増加し続け、道路整備や環境整備等が急ピッチに進められています。今後ますますの成長・発展が期待できる岩出市にこそ、地域的に見ても、市民ニーズからいっても、県立中学があつてしかるべきであると思います。市議会としても、設立に向けて大きな声を上げていくときではないでしょうか。

また、那賀高校に県立中学ができれば、岩出市内の小学生にとって学習に対する大きな励みになることはもちろんですが、那賀高校の特色である国際教育を生かしたグローバル人材育成に向けた教育が、中高一貫教育として展開されることも可能

であります。その教育実践は、当然、市内の小中学校にも還元でき、本市にとっても将来的に大変有益になると考えます。

以上の理由により、私は賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、討論を終結いたします。

以上で、発議第5号に対する討論を終結いたします。

発議第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において和歌山県教育委員会に送付しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第77号 岩出市教育委員会委員の任命について

○松下議長 日程第20 議案第77号 岩出市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○中畑副市長 議案第77号 岩出市教育委員会委員の任命について

下記の者を岩出市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成26年12月16日提出

岩出市長 中芝正幸

記

住所 和歌山県岩出市清水390番地の1

氏名 西口政雄

生年月日 昭和23年3月17日生

本議案は、現岩出市教育委員会委員であります西岡壽富氏が本年12月26日付をもって任期が満了となります。このことから後任として本議案のとおり西口政雄氏を岩出市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、西口政雄氏の経歴等については、別紙のとおりとなっておりますので、ご参考にしていただければと存じます。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○松下議長 これより質疑に入ります。

議案第77号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第77号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第77号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第77号に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案第77号に対する討論を終結いたします。

議案第77号を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○松下議長 起立全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 選挙第1号 岩出市選挙管理委員の選挙

○松下議長 日程第21 選挙第1号 岩出市選挙管理委員の選挙を行います。

地方自治法第181条第2項の規定により、選挙管理委員の定数は4名です。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○松下議長 ただいまの出席議員数は、16名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○松下議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

○松下議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○松下議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人を記載の上、演壇に備えつけの投票箱に2番議席の方から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○松下議長 投票漏れはありますか。

(な し)

○松下議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○松下議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番議席の宮本要代議員及び5番議席の田中宏幸議員を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○松下議長 立ち会い、ご苦労さまでした。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票13票、無効投票3票です。有効投票のうち、上西治雄さん4票、瀬藤順敬さん3票、野尻幸世さん3票、中谷康二さん3票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、1票であります。

よって、岩出市選挙管理委員に、上西治雄さん、瀬藤順敬さん、野尻幸世さん、中谷康二さんが当選されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 選挙第2号 岩出市選挙管理委員補充員の選挙

○松下議長 日程第22 選挙第2号 岩出市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

地方自治法第182条第2項の規定により、選挙管理委員補充員の定数は4名です。



議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○松下議長 ただいまの出席議員数は、16名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○松下議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○松下議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○松下議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人を記載の上、演壇に備えつけの投票箱に2番議席の方から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○松下議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○松下議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○松下議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番議席の宮本要代議員及び5番議席の田中宏幸議員を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○松下議長 立ち会い、ご苦労さんでした。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票13票、無効投票3票です。有効投票のうち、松田長次郎さん4票、鳥本富貴さん3票、中井忍さん3票、下津康雄さん3票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、1票であります。

よって、岩出市選挙管理委員補充員に、松田長次郎さん、鳥本富貴さん、中井忍さん、下津康雄さんが当選されましたが、鳥本富貴さん、中井忍さん、下津康雄さんが3票で同数であります。

地方自治法第182条第3項の規定により、3票で同数の鳥本富貴さん、中井忍さん、下津康雄さんの2番、3番、4番の順位の設定をくじで定めます。

くじを引く代理人の指名を行います。

3票で同数の鳥本富貴さんの代理人に2番議席の宮本要代議員、中井忍さんの代理人に3番議席の玉田隆紀議員、下津康雄さんの代理人に4番議席の梅田哲也議員、以上の方は、演壇の前をお願いいたします。

まず、くじを引く順番のくじを引いてください。

(順番くじ)

○松下議長 1番は鳥本富貴さんの代理人宮本要代議員、2番は下津康雄さんの代理人梅田哲也議員、3番は中井忍さんの代理人玉田隆紀議員。

それでは、本くじを順番に引いてください。

(本くじ)

○松下議長 本くじの結果を報告いたします。

まず、中井忍さんの代理人玉田議員、次に鳥本富貴さんの代理人宮本議員、次に下津康雄さんの代理人梅田議員。

くじの結果を発表いたします。

2番は中井忍さん、3番は鳥本富貴さん、4番は下津康雄さん。

以上の結果、岩出市選挙管理委員補充員は、1番順位、松田長次郎さん、2番、中井忍さん、3番、鳥本富貴さん、4番、下津康雄さんに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議員派遣について

○松下議長 日程第23 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○松下議長 日程第24 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月18日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は12月18日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時45分)